

【同一の事業主等の取扱い】

◇同一の事業主として取り扱う事例

1. 同一事業主新旧事業実態証明書の提出が必要な場合

- (1) 会社が合併（吸収合併・新設合併等）した場合
- (2) 営業の譲渡、営業の賃貸借、事業の分割等、新旧両事業所の資本、資金、人事、事業の内容等に密接な関係があり、新旧両事業に実質的な同一性が認められる場合

事業所各種変更届の提出の他に 確認資料として

- ① 同一事業主新旧事業実態証明書
- ② 新・旧事業所登記簿謄本
- ③ 合併契約書または譲渡契約書（写）
- ④ 被保険者継承理由書、労働者名簿
- ⑤ 他に新・旧事業所の同一性が確認できる資料
 - a. 株主総会議事録
 - b. 取締役会議事録
 - c. 公正取引委員会届出受理書等
 - d. 出勤簿・賃金台帳等

2. 事業所各種変更届の提出のみで足りる場合

（単に名称、組織等に形式的変更がなされたにとどまる場合）

- (1) 法人の名称に変更があった場合
- (2) 会社の組織変更（例：有限会社から株式会社になった等）があった場合
- (3) 法人が清算手続きに入り、清算法人となった場合
- (4) 個人または法人が破産宣告を受けたが、なお業務を継続している場合
- (5) 株式会社が会社更生法による更生手続開始決定を受けた場合
- (6) 個人から法人になった場合
- (7) 個人事業主に相続があった場合。ただし、第三者への相続は、同一事業主の認定が必要です。

※ 確認資料として、事業所登記簿謄本などは、必要になります。